

## 【整備にあたっての基本方針】

### I：武道をはじめとする大規模大会も開催可能な屋内スポーツの拠点

現在の県立総合体育館は、九州大会以上の大規模大会の開催率が低迷し、また公式大会の開催基準（競技面積）に満たない柔道場であることなどの現状を踏まえ、柔道や剣道などの武道をはじめとした様々な全国・九州大会といった大規模大会が開催できる県内の屋内スポーツの中核施設を整備する。

### II：県民の誰もが気軽に利用できる施設

施設の機能を有効に活用し、県民それぞれのライフステージに応じたスポーツ機会を創出（時間や使用形態を問わない）し、幼児から高齢者（男女を問わない）までの運動プログラムや地域の交流の場を提供する。

### III：トップリーグ公式戦や各国代表の合宿開催によるスポーツ観光の拠点

国際大会や各国代表の合宿、トップリーグ公式戦及び国内トップレベルのアマチュア競技団体(大学や実業団チーム)等の強化合宿の誘致を図る。

### IV：大規模災害に備えた広域防災拠点の中核施設

南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、広域防災拠点として現地調整所及び広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の機能を拡充する。

## 【施設の概要】

■ 構造：鉄筋コンクリート造  
（一部木造、一部鉄骨造）

■ 規模：16,071.26㎡（延べ面積）  
14,329.93㎡（建築面積）

■ 総工事費：7,293,516千円

■ 管理運営費用：概ね128,000千円～130,000千円（見込み）  
※他県の類似施設平均の1㎡あたり年間8千円を参考

■ 収入見込み：概ね60,000千円  
※県立総合体育館の収入を参考

■ 全体イメージ

■ 多目的競技場 ①競技場面積 [3,750㎡（横81m×縦40m）+ オープンスペース]

②観客収容数 [5,000人程度]

③競技面数 柔道・剣道・空手道等の武道(8面)、バスケットボール(4面)  
ハンドボール(2面)、バレーボール(5面)、バドミントン(16面)等

■ 武道場 ①競技場面積 [2,430㎡（横33.75m×縦24m×3道場）]

②観客収容数 [400人程度]

③競技面数 [柔道・剣道・空手道等の公式試合(2面×3道場)]

■ 主な諸室 1 トレーニング室 [500㎡（救護室、キッズルームも併設）]

2 会議室 [大：1室（80㎡）／小：2室（20㎡×2）]

3 国際大会等での利用可能な選手用ロッカー室(2室)を完備



# 県立屋内スポーツ施設に係る管理運営のあり方【2. 指定管理者制度の適用の検討】

## ➤ 民間ノウハウの活用やサービス向上等が見込まれることから指定管理制度を導入

### 【指定管理者制度を導入する理由】

- 1 スポーツ分野では幅広く全国展開している企業も多いことから、指定管理制度の導入により、特にフィットネスクラブ、スポーツ教室及び各種スポーツ大会開催等の多岐に渡った事業展開が可能となる。
  - ①企業によっては、各種スポーツ世界大会のオフィシャルサプライヤーや日本体育協会加盟団体のオフィシャルパートナー等としての実績を有し、幅広いレベルの大会運営等が可能。〔基本方針Ⅰ及びⅢの実現が可能〕
  - ②経験豊富な専門スタッフを有する企業の参入により、単なる施設の貸出しに終わるだけでなく、きめ細かなプログラム（教室）の実施で、利用者ニーズに応じたサービスの提供が可能。〔基本方針Ⅱの実現が可能〕
- 2 施設運営管理（メンテナンス）等の分野における民間ノウハウの活用とともに、グループ会社やその人材を活用することによる効率的かつ柔軟な人事配置や業務委託が可能となり、コスト削減が期待される。
- 3 全国的にみても、直営で運営されている都道府県立体育館は京都府などごく僅か（60施設中3施設）。  
※現在の県立総合体育館も指定管理者制度を導入

### 【参考①：指定管理の場合の全体スケジュール(案)】

区分	H28	H29	H30	H31
大分スポーツ公園		指定管理期間	:H26.4.1~H31.3.31	指定管理期間 :H31.04.01~(更新)
屋内スポーツ施設			工事期間:~H31.4.17	(※)指定管理期間 :H31.04.01(?)~

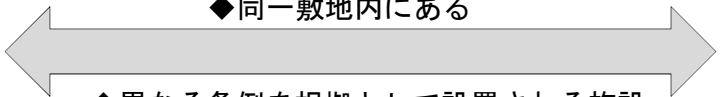
(※)工事竣工(施設の完成)はH31.4.17であるが、施設の利用予約等の業務が生じる

### 【参考②：平成31年度（竣工後）のスケジュール(案)】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
工事 (→~4/17) 備品搬入 (競技用具等) (←)	記念式典	記念式典終了後 供用開始			※施設内養生 ※現時点で期間未確定	ラグビーワールドカップ (9/20~11/2)	※原状回復	

# 県立屋内スポーツ施設に係る管理運営のあり方【3. 選定単位の設定の検討】

## 管理運営の効率性向上等が見込まれることから大分スポーツ公園と一体的に選定

<b>◆大分スポーツ公園</b> 根拠条例：大分県都市公園条例	◆同一敷地内にある  ◆異なる条例を根拠として設置される施設	<b>◆屋内スポーツ施設</b> 根拠条例：大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例(予定※1)
検討項目	検討内容	検討結果
サービス水準の維持・向上	施設利用及びサービスの向上が見込めるか	<b>【一体的管理】 &gt; 【単独管理】</b> ・大銀ドームや公園全体との一体的かつ有効的な利用が可能(※2) ・施設間でのイベント調整が容易で、利用者に対してワンストップの対応が可能 ・公園内の車両動線(駐車場)等の一元管理による利用者の安全性が確保される
	スポーツ施設としての専門性の確保が可能であるか	<b>【一体的管理】 = 【単独管理】</b> ・それぞれの施設の特性に合った専門家(業者)を配置でき、高度な事業展開や施設管理が可能(※3)
効率性の向上	スケールメリット等を活かした効率的な管理運営が見込めるか	<b>【一体的管理】 &gt; 【単独管理】</b> ・警備等の共通業務の集約化が可能

※1：現在の県立総合体育館の根拠条例(設置目的：県民の体育及びスポーツの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するため)

※2：既設の地下通路を活用した大分銀行ドームとの一体利用により、相乗効果が期待できる(「県立屋内スポーツ施設のあり方について 提言書」より)


具体例

- ①Fリーグの集中開催方式(複数チームが参加)のような複数の控室等が必要となる大会時には、大銀ドームの諸室等を控室やアップスペースとして利用できたり、さらにドーピング室やインタビュールームを活用することで、当施設での国際大会等の大会運営も容易
- ②大銀ドームの地下駐車場を使用することで、選手と観客の出入りの動線を明確に分離することが可能

※3：一体的な管理をした場合でも、共同事業体(JV)や再委託等で対応することが可能

## 県立屋内スポーツ施設に係るネーミングライツの考え方

- 【導入の理由】**
- ①大分県行財政改革アクションプラン及び県有財産総合経営計画において「新たに建設予定の施設についてもネーミングライツの導入拡大に取り組む」という方針が示されていること
  - ②屋内スポーツ施設は、複数のネーミングライツ施設がある大分スポーツ公園内に設置されること
  - ③大分スポーツ公園内の主要施設(6施設)を一括してネーミングライツ対象としてきており、県民に馴染みがあること
  - ④屋内スポーツ施設の完成時期が、大分スポーツ公園内の主要施設のネーミングライツを更新する年となること

 屋内スポーツ施設についても、大分銀行ドームを含む大分スポーツ公園内の主要施設と一括してネーミングライツ対象としたい。

